

「男女共同参画社会」について考えてみよう

vol.20

『男女共同参画川柳』の受賞作品が決まりました!

市では、『男女共同参画社会の実現』に向け、昨年10月に男女共同参画川柳の募集を行い、総数53句の応募をいただきました。選考の結果、各部門合わせて、優秀賞2点、入賞4点が決定しました。多数のご応募、ありがとうございました。

女性と男性がともに支え合い、意欲と能力を発揮できる社会づくりに向け、これを機会にみなさんも一度日常生活を振り返ってみてはどうでしょうか。

家庭部門				職場・学校部門	
優秀賞	入賞			優秀賞	入賞
助け合う 親の背を見て 子は育つ	ありがとう その一言で 疲れ飛び	見直した エプロン姿が 似合う父	かたづけは 俺の仕事だ 腕まくり	拭き掃除 男女なかよく 磨き上げ	差別ない 男女協力の よい社会
石山敏郎さん (城西中の丁)	伊藤紀美子さん (南崩山町)	本村真実さん (新湊二丁目)	松田康子さん (南安徳町)	野田耕起さん (城内二丁目)	出田英雄さん (有明町大三東)

▶問い合わせ先 政策企画課政策班 (☎ 63-1111 内線 146)

DVに悩んでいるあなたへ

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは

配偶者・パートナー (事実婚や元配偶者も含む) などの親密な関係にある人からの暴力のことを言います。ここでいう暴力には、身体的暴力に限らず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的暴力なども含まれます。

配偶者からであっても暴力は犯罪

配偶者・パートナーからの暴力は、周囲から夫婦げんかとして軽視され理解されないことが多く、暴力を受けた被害者でさえも暴力と考えていないこともあります。また、加害者に罪の意識が薄いため、暴力がエスカレートし被害者の孤立と問題の深刻さを招いています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

まずは、相談しましょう

ひとりで背負い込まず、まずは相談して下さい。また、DV被害者に気付いたり、相談を受けた場合は、右欄の相談窓口へ早く相談することをすすめて下さい。

秘密は厳守します。

▶問い合わせ先 こども課こども家庭班
(☎ 63-1111 内線 279)

「DV」に関する相談窓口

- ・市民相談センター (☎ 63-1111 内線 184)
- ・こども課こども家庭班
(☎ 63-1111 内線 279)
- ・福祉課地域福祉班 (高齢)
(☎ 63-1111 内線 277)
- ・長崎こども・女性・障害者支援センター
(☎ 095-846-0560)
- ・長崎配偶者暴力相談支援センター
(☎ 095-846-0565)
- ・島原警察署 (☎ 64-0110)